

第3次五泉市子ども 読書活動推進計画

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度



ページをめくれば ひろがる世界

五泉市教育委員会

はじめに

本との出会いは、人生を豊かにします。今まで知らなかった新しい世界を知り、喜びや感動を味わい、時に人生の指針を与えてくれるものです。

近年、絶え間ない技術革新により、社会のデジタル化が急速に進み、学校教育現場においても、GIGA スクール構想の推進から市内小中学校の児童生徒に 1 人 1 台のタブレット端末が配備されるなど、ICT 教育の環境整備が行われました。これまでの「紙」での読書に加え、電子媒体での読書も身近になってきたことから、活字へのアクセスが容易にできる時代になりました。子どもを取り巻く社会環境が大きく変わっていく中で、電子媒体での読書活動や情報活用の機会は今後ますます増えることが予測されます。しかし、紙の本での読書は、その手触りやページをめくる音、質感などの刺激から五感が発達し、情報も記憶に残りやすいと言われており、電子書籍と紙の本それぞれの良さを活かし、メディアとの関係性などを踏まえながら、バランスの取れた読書活動を行っていかねばなりません。

五泉市では、平成 25 年 3 月に「五泉市子ども読書活動推進計画」を策定以来、未来を担う子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、各教育関係施設において連携・協力し、読書活動に関わる取り組みを進めてきました。

第 3 次計画にあたる本計画においては、第 2 次計画期間(平成 30 年度～令和 6 年度)における社会情勢の変化を鑑みつつ、これまでの子どもの読書活動に関する取り組みを検証しながら、さらに読書活動を推進するための方策の方向についてまとめました。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた策定委員の皆様をはじめ、ご助言ご指導をいただきました関係者の皆様、アンケートにご協力いただいた市内小中学校の児童、生徒、保護者の皆様、並びに保育園、こども園の保護者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

五泉市教育委員会教育長 伊 藤 順 子

目 次

第1章 第3次五泉市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の位置付け 2
3. 計画の基本方針 3
4. 計画の対象・期間 3
5. 子どもの読書に関するアンケート結果 4

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1. 家庭における読書環境づくり 7
2. 地域における読書環境づくり 9
3. 保育園・認定こども園などにおける読書環境づくり 13
4. 学校における読書環境づくり 14
5. 市立図書館における読書環境づくり 18
6. 多様な子どもたちへの読書環境づくり 21
7. 各年齢層に沿った読書環境づくりと取り組みの目安 22
- ◆計画の体系 23

第3章 数値目標 24

●参考資料

- ・ 五泉市内読書ボランティア活動状況 25
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律 26
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 28
- ・ 五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 31
- ・ 五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会委員等名簿 32

第 1 章 第 3 次五泉市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 13 年 12 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、子どもの読書活動の意義に続けて、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」（第 2 条）と、基本理念を示しています。

国はこの法律により、平成 14 年 8 月に第一次基本計画を策定し、令和 5 年 3 月には現在の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、それを受けて新潟県は、平成 16 年 3 月に「新潟県子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定し、令和 2 年 3 月に第三次となる同計画を策定しています。

五泉市ではこれらを受けて、平成 25 年 3 月に「第 1 次五泉市子ども読書活動推進計画」を策定、平成 30 年 3 月に平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間とする「第 2 次五泉市子ども読書活動推進計画」を策定し（新型コロナウイルス感染症の影響により市民ニーズの把握が困難となったため、令和 6 年度まで計画を延長）、これまで様々な取り組みを実施してきました。

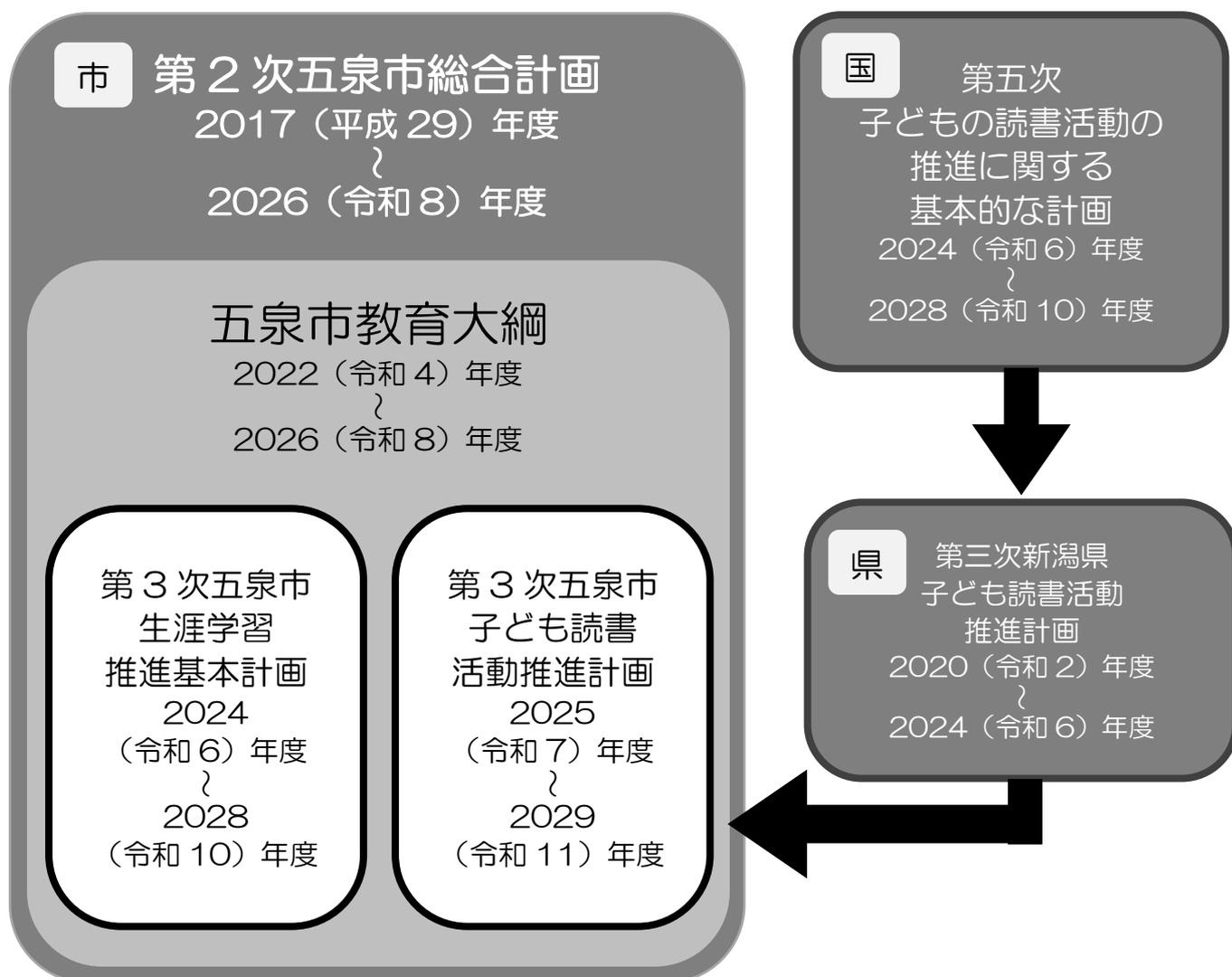
第 2 次計画の振り返りとして、市内の保育園・認定こども園・小学校 1～3 年生の保護者、小学校 4～6 年生、中学校 1～3 年生を対象とした子どもの読書についてのアンケート（令和 5 年 12 月五泉市立図書館調査）を行いました。その結果、五泉市の不読率（1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合）は、小学校 4～6 年生の 12.3%に対し、中学校 1～3 年生では 31.6%となりました。一方、令和 5 年度に全国学校図書館協議会が実施した「学校読書調査」による不読率は、小学校 4～6 年生は 7.0%、中学校 1～3 年生が 13.1%となっています。五泉市の調査は電子書籍を対象としておらず、全国では電子書籍も対象に含んでいることから、単純には比較できませんが、全国平均と比較すると、市内の小・中学生は不読率が高く、学年が上がるにつれて、本を読まない子どもの割合が増加しています。

このことから、幼児期から育まれた読書習慣を、中学生・高校生になっても継続していけるよう、家庭、地域、各教育施設、図書館、行政が、相互に連携を図りながら協力し、今後も社会全体で読書活動を推進する必要があります。

同計画が令和 6 年度に最終年度を迎えることから、「第 3 次五泉市子ども読書活動推進計画」では、第 2 次計画の基本的考えを継承するとともに、これまでの取り組み、成果及び課題を明らかにし、さらに子どもの読書活動を推進していくものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び新潟県の「新潟県子ども読書活動推進計画」の内容を踏まえています。また、「五泉市総合計画」及び「五泉市教育大綱」を上位計画とし、市内の子どもの読書活動に関わる施策分野別計画として位置付けるものです。



3. 計画の基本方針

第2次計画に基づき実施した施策の成果と課題及び情勢の変化等を踏まえ、第3次計画ではその基本方針を継承・発展し、より一層子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが自主的に読書し、生涯にわたって本に親しむ習慣を身に付けるためには、子どもの発達段階に応じ、読書の楽しさを知る機会を持つことが重要です。

家庭、地域、保育園、認定こども園、学校、図書館、行政などがそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で行っている活動や事業を充実させ、子どもが読書に親しむ機会を積極的に提供します。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもがたくさんの本と出会い、読書の幅を広げ、読書体験を深めるためには、子どもが興味を持って自ら手に取りたくなる本を身近に整えることが重要です。

子どもがいつでもどこでも読書ができるよう、図書館や各教育施設などにおいて、資料や設備、読書環境の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動を進めるための連携・協力

インターネットやSNSなど情報メディアの普及による社会情勢の変化を踏まえながら、子どもの読書への関心を深める取り組みが必要です。

子どもの読書活動に関わる保育園、認定こども園、学校、図書館、行政などの関係機関、ボランティアなどが緊密な連携を図り、相互に協力して社会全体で子どもの読書活動を推進します。

4. 計画の対象・期間

〈対象〉 おおむね0歳から18歳までの子ども

保護者、ボランティア、教職員、行政担当者などを対象とします。

〈期間〉 令和7年4月から令和12年3月までの5年間

社会状況などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

5. 子どもの読書に関するアンケート結果

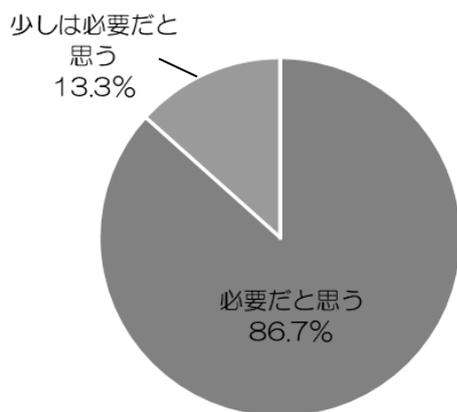
(平成27年度と令和5年度に実施したものの中から一部抜粋)

第3次計画策定にあたり、令和5年度に子どもの読書に関するアンケートを実施しました。本計画においても計画の進捗状況や取り組みの有効性の把握のため、期間中にアンケートを実施する予定です。

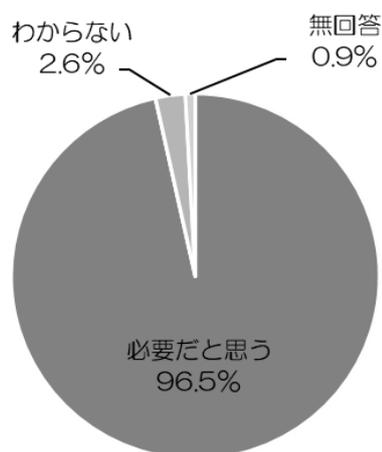
【対象：保育園・認定こども園の保護者】

質問：あなた（保護者の方）は、子どもが成長していく上で本（絵本）を読むことは必要だと思いますか。

平成27年度

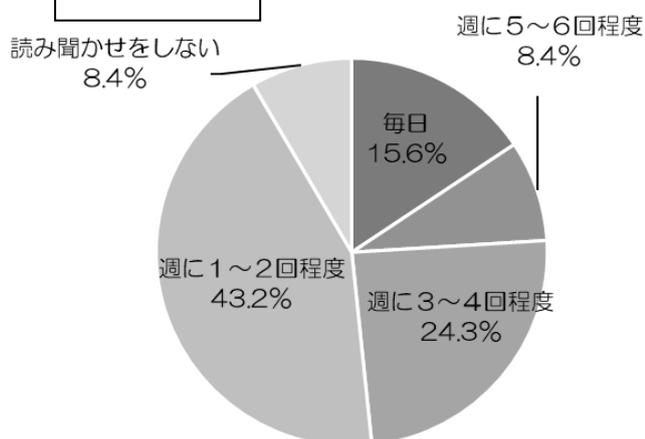


令和5年度

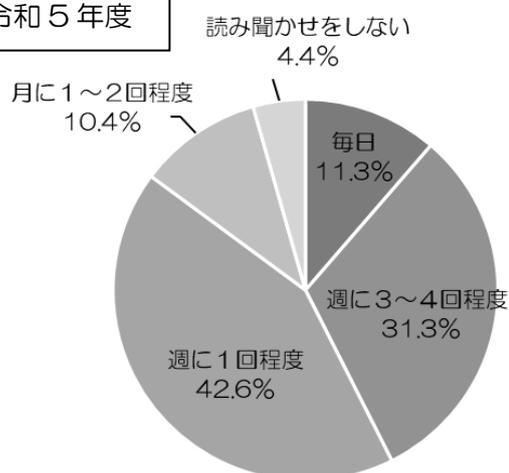


質問：あなた（保護者の方）は、本（絵本）をどのくらいの頻度で読み聞かせをしていますか。

平成27年度



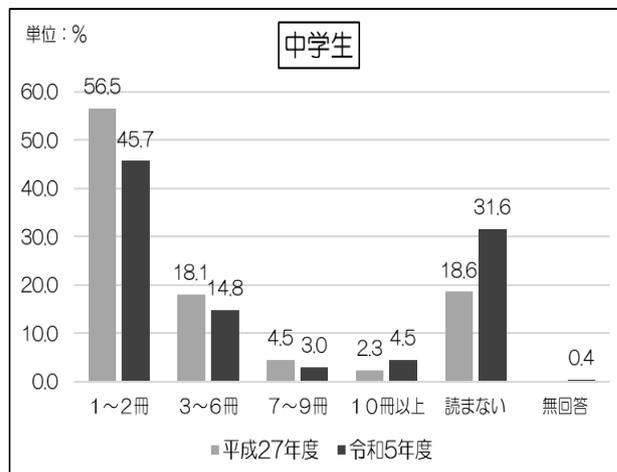
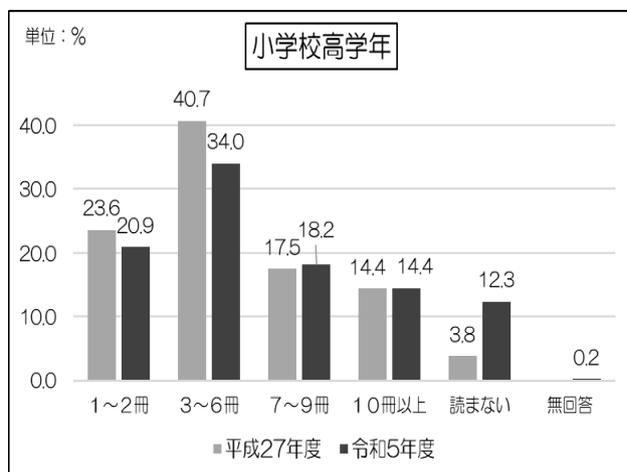
令和5年度



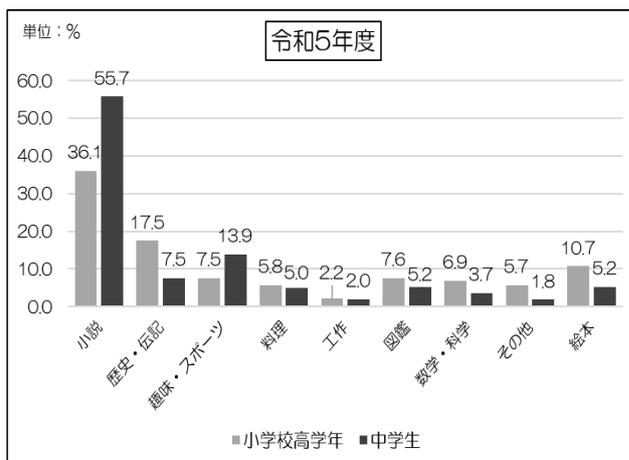
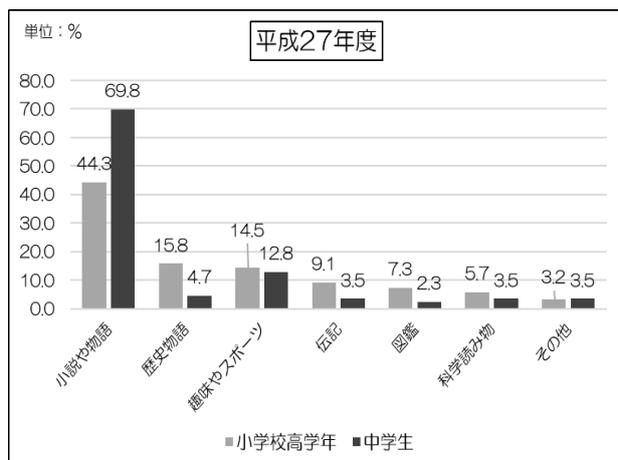
【対象：小学校4年生～6年生・中学校1年生～3年生】

※小数点第2位以下は四捨五入

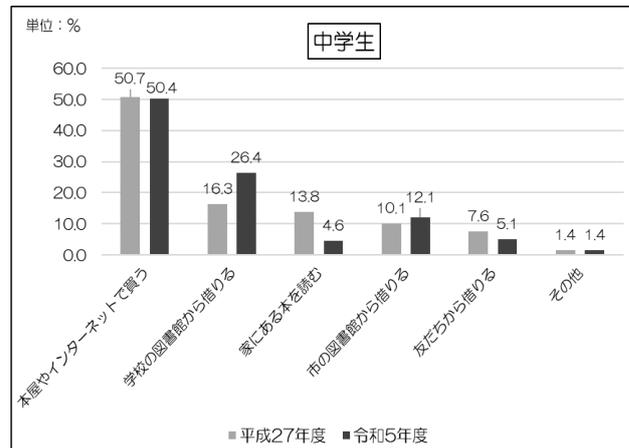
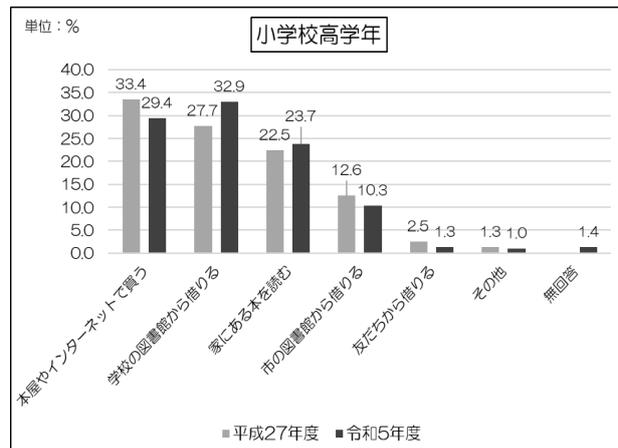
質問：1か月に何冊くらい本を読みますか。



質問：どんな本を読んでいますか。



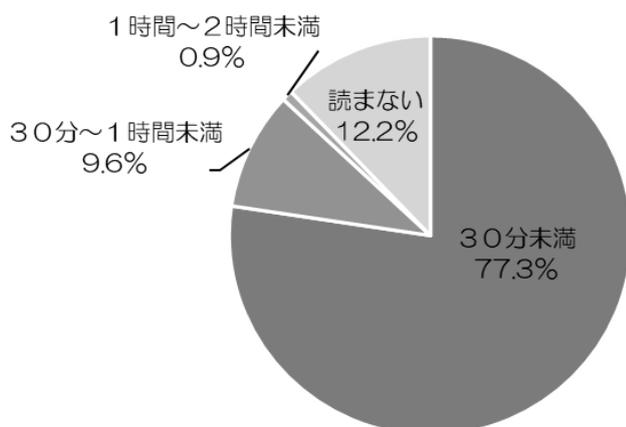
質問：読みたい本をどこで買ったり借りたりしていますか。



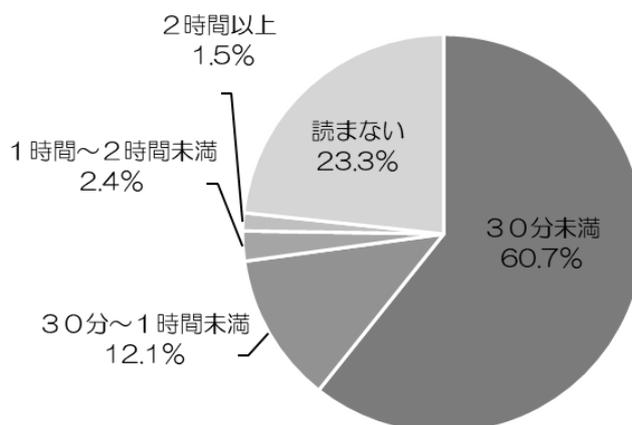
【数値目標の基になるアンケート結果（令和5年度のアンケートから一部抜粋）】

質問：1日どのくらいの時間、本（絵本）を読む、または読んでもらっていますか。（マンガや雑誌、電子書籍は除く）

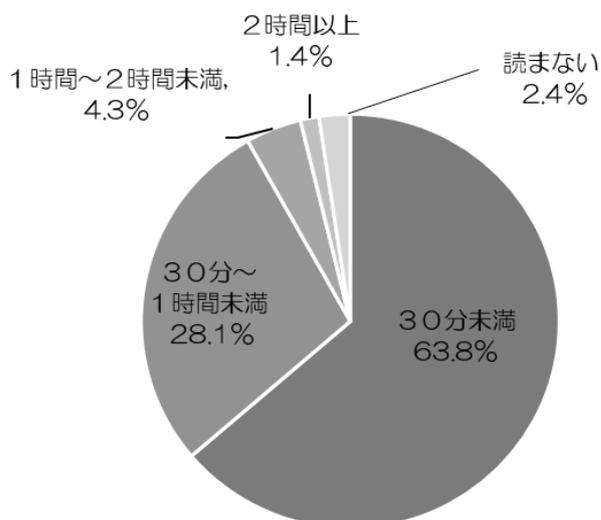
未就学児



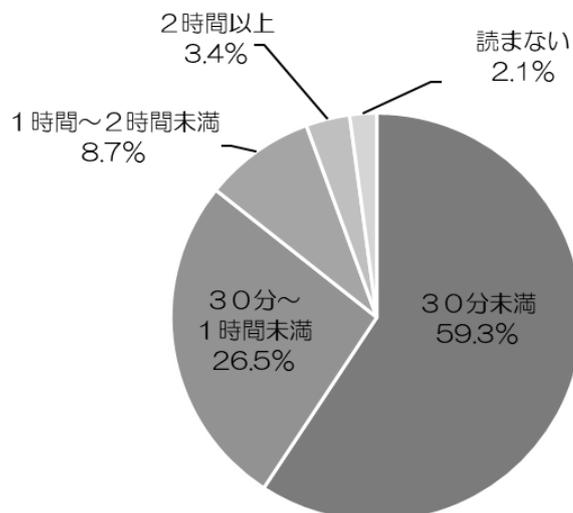
小学生1年生～3年生



小学生4年生～6年生



中学生



第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1 家庭における読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

子どもが読書習慣を身に付けていくためには、乳幼児期からの家庭での読み聞かせと読書環境づくりが重要となります。

乳幼児期からの読み聞かせを通じて、家族のコミュニケーションを深め、家庭で子どもの成長に応じた本に触れる機会を多く持つことで、読書習慣の基礎が作られていきます。そのためには、家族で読書をする、本について語り合うなど、大人が子どもと一緒に本を読む姿勢を示すことが必要です。

第2次計画では、毎月23日を「ごせん家読^{うちどく}*1の日」と設定し、小学生対象の「家読^{うちどく}おすすめの本」リストを作成し、啓発を行いました。図書館の春の読書週間では、家族で参加できる「家読^{うちどく}おすすめの本1冊」というイベントを行い、家庭で読んだ本の紹介イラストを募集し、本と一緒に展示しました。

また、10か月児健診時に、読み聞かせや手遊びを行い、親子でふれあう機会の提供として、絵本のプレゼントを行いました。年々保護者の関心も高まり、健診後に図書館へ来館する家族も少しずつ増えています。

令和5年度に実施した図書館アンケート結果では、未就学児の保護者の96.5%が「本（絵本）を読むことは必要」と回答しています。しかし、週に1回以上読み聞かせを行う未就学児の保護者は85.2%であり、平成27年度に行った同アンケートの同回答91.5%から6.3ポイント減少したことから、今後も読み聞かせの推進が必要です。

さらに、年齢が上がるにつれて、不読率が上昇する傾向にあり、図書館を利用する頻度も減少しています。長期的な対策として、乳幼児期からの継続した読書活動の推進は極めて重要であることから、今後も読書の必要性について保護者の理解が広がるよう、継続した働きかけが必要です。

*1 家読^{うちどく}

家族みんなで本を読み、語り合う取り組みで、「家庭（うち）での読書」の意味。

【第3次計画での取り組み】

①家庭での読み聞かせの推進
保護者や家族に読書活動の重要性を理解してもらうよう啓発に努め、子どもの発達段階に応じた読み聞かせを通じて、家族のふれあいを支援します。また、長時間のメディア視聴が乳幼児に与える影響を周知し、家庭内での読み聞かせの推進に努めます。
②乳幼児健診時における啓発「絵本のプレゼント（ブックスタート）事業*2」
乳幼児健診時に、絵本と一緒に赤ちゃん用絵本のリストや図書館利用案内などを配付し、保護者へ読み聞かせの大切さについて、理解を深めてもらえるよう働きかけを行います。
③家読^{うちどく}の推進
毎月23日の「ごせん家読 ^{うちどく} の日」は、家族で読書を楽しむ日です。家族のコミュニケーションツールのひとつとして、家読 ^{うちどく} について周知します。また、「家読 ^{うちどく} おすすめの本」リストを更新し、各教育施設へ配付します。
④「おはなし会*3」への参加の推進
読書ボランティアと協力して行う図書館等の「おはなし会」に積極的に参加してもらえよう、子育て支援センターや保育園・認定こども園・学校などを通して働きかけを行います。

*2 絵本のプレゼント（ブックスタート）事業

乳幼児健診時に、五泉市に住むすべての赤ちゃんと保護者に読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら絵本を手渡す運動。

*3 おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居、語り、手遊びなどを行う会。「出前おはなし会」は図書館司書、読書ボランティアが図書館以外の施設に出向いて行うおはなし会。

2 地域における読書環境づくり

(1) 子育て支援事業（こども家庭課）

【これまでの取り組み・成果・課題】

親子が絵本と出会い、赤ちゃんのころから本に親しむことができるよう、10か月児健診で絵本をプレゼントする「絵本のプレゼント（ブックスタート）事業」の実施を継続し、7か月児の訪問事業の際にも、母子保健推進員の会より絵本のプレゼントを行ってきました。

また、子育て支援センター*4では、毎日のわくわくタイムで、指導員が読み聞かせを実施したり、子育て講習会として、保育士が絵本の魅力や読み聞かせの方法を保護者に伝えています。他にも様々な絵本に出会えるように、図書館の団体貸出を利用し、定期的に新しい絵本を設置してきました。

令和5年度の乳幼児健診時の聞き取り調査で、「家庭で歌を聞かせたり、読み聞かせをする」と回答した人は、平均で95.8%と大変高い割合となっています。

幼い頃から本に親しむ機会を多く持てるよう、今後も継続した取り組みを行う必要があります。

【第3次計画での取り組み】

①乳幼児健診での「絵本のプレゼント（ブックスタート）事業」の継続
読み聞かせによる心のふれあいや絵本がもたらす心の安定など、読書活動の重要性を啓発します。
②子育て支援センターでの読み聞かせの継続
子育て支援センターを利用する保護者と子どもに、家族で気軽に本と親しむ機会を提供できるよう、指導員による毎日の読み聞かせや、保育士による講習会を継続します。
③団体貸出*5の利用促進
図書館と連携し、子育て支援センターなどに団体貸出の本を備えるとともに、読書案内などの情報提供に努めます。

*4 子育て支援センター

子育ての悩みや心配事についての相談、保護者たちの交流の場、親子で自由に過ごせる場として、子育てに役立つ情報の収集と提供を目的とした施設。

*5 団体貸出

市内の各種団体の図書利用希望者が3名以上の団体に対して、1か月間100冊を上限に図書資料を貸し出す制度。

(2) 学童クラブ事業（こども家庭課）

【これまでの取り組み・成果・課題】

子どもが図書館や学校を離れても本に触れることができる環境が大切です。そのひとつとして地域の学童クラブ*6での読書推進環境を整えてきました。

学童クラブの各施設では、読書をする時間を設け、クラブで用意した本、子どもが持参した本を読書の時間や自由時間に読むことで読書習慣の定着を図りました。

さらには、定期的に読書ボランティアによる出前おはなし会を計画したり、図書コーナーを充実させるために図書館の団体貸出を積極的に利用するなど、本に親しめる環境の整備を行ってきました。

今後も、家庭や図書館と連携しながら、読書の楽しさを体感できる機会を提供していきます。

【第3次計画での取り組み】

①読書時間の確保
読書の時間を設け、子どもが本に触れる時間を確保します。
②「出前おはなし会」の活用
「出前おはなし会」を積極的に活用します。
③団体貸出の利用促進
図書コーナーを充実させるため、図書館の団体貸出の利用を積極的に行います。

*6 学童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。

(3) 寺子屋事業（生涯学習課）

【これまでの取り組み・成果・課題】

放課後の子どもの居場所のひとつとして、退職教員や地域住民などの協力を得ながら、自学自習の習慣付けによる基礎学力の向上と、自他を大切にしようという人間関係の醸成を図ることを目的とし、のびのび学習教室「寺子屋」を市内全小学校区で学校の空き教室を活用し、週3日開設しています。

寺子屋では、勉強以外にも遊びや読書、体験学習などの活動を行っており、特に図書室への移動が困難な教室においては、図書館と連携して本の団体貸出を利用するなど、子どもたちが本に興味を持ち、読書を楽しめる環境づくりを、各教室で工夫をしながら行ってきました。

指導者の中には読書ボランティア研修の受講者がいますが、読み聞かせや出前おはなし会の実施には繋がっておらず、更なる受講の推奨や、教室における読書に関する体験などの実施が課題となっています。

【第3次計画での取り組み】

①団体貸出の利用促進
図書館の団体貸出を引き続き活用し、どの寺子屋教室においても、児童がいつでも本を手にとることができる環境づくりや、本に興味を持つきっかけづくりに取り組んでいきます。
②指導者の読書ボランティア研修への参加推奨
寺子屋指導者へ読書ボランティア養成講座の受講を推奨し、日々の活動に読み聞かせを取り入れるなど、子どもたちに本に触れる楽しさを伝えていきます。
③出前おはなし会の開催と図書館行事の周知・案内
体験学習の一環として、希望する教室において出前おはなし会を実施するなど、児童の読書に対する興味を広げていきます。また、図書館主催の行事について、児童へ周知・案内を図り、より本や読書に触れる機会を広げていきます。

(4) 家庭教育推進事業（生涯学習課）

【これまでの取り組み・成果・課題】

家庭教育は、親（保護者）が愛情を基礎としたふれあいを通じて行う教育であり、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他者に対する思いやりや善悪などの倫理観、自立心や自制心、社会的な礼儀やマナーを身につけていくためには、家庭での教育が重要な役割を担っています。

家庭教育学級*7は、親が家庭において行わなければならない教育的作用の内容を知り、その技術を習得する機会になります。その中で、読書の素晴らしさを子どもに伝える読み聞かせや語り聞かせなども推進してきました。

しかし、子どもが本に親しむ原点となる読み聞かせや語り聞かせには、親の“心のゆとり”が必要であり、核家族化や夫婦共働きなどの社会環境の変化や多様化の影響から、そのゆとりのない家庭が多くなっていることが、現在の課題となっています。

【第3次計画での取り組み】

①図書館や保育園、認定こども園などとの連携・協力

図書館や各園と連携・協力しながら、現在開設している家庭教育学級で、読み聞かせや語り聞かせ、読書の大切さを学ぶ機会を提供できるよう支援を行っていきます。

②適切な子育てや親のあり方についての学びの提供

心身ともに親がゆとりをもって子育てに臨み、家庭での本に親しむ環境づくりを行えるよう、家庭教育学級を通じて適切な子育てや親のあり方についての学びの機会を提供していきます。

*7 家庭教育学級

市内の保育園、認定こども園などの家庭教育学級長に委託し、保護者が子どもに対して家庭で行う教育について学習したり、意見交換を行う場。

3 保育園・認定こども園などにおける読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

幼児期の子どもの知的発達を促し、豊かな情操や生きる力の基礎を育むには、絵本の読み聞かせなどの読書活動が重要になります。幼児期の絵本の読み聞かせや語り聞かせは、子ども達の豊かな語彙力を育みます。子どもは身近で安心できる人から繰り返し絵本を読んでもらうことでストーリーを想像したり、様々な思いを巡らしたりして人の話を聞く力や理解する力、考える力などが育ちます。それは豊かな創造力の育成にもつながります。

保育園・認定こども園などでは、子どもの興味・関心に沿って季節の本や遊びの本を揃え、絵本コーナーを充実させ、本に親しめる環境づくりに取り組んできました。そして保育士・保育教諭が季節や年齢に合った絵本を選び、日常的に読み聞かせを行っています。

また、絵本の貸出を実施し、家庭に持ち帰った絵本の読み聞かせを通して、親子の関係を豊かにする取り組みを行い、さらに図書館の団体貸出の利用を通して、様々な分野の絵本に触れる機会を増やしています。今後も、園として、図書館と連携しながら団体貸出の利用を促進していきます。

【第3次計画での取り組み】

①図書コーナーの更なる充実
子どもの興味・関心に沿って、自然に本を手にするような図書コーナーづくりを工夫していきます。
②読み聞かせの実施
子どもが絵本の楽しさを体感できるような、絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行います。
③絵本の貸出の実施
週1回、絵本の貸出を行い、親子で絵本の読み聞かせを楽しむ時間を設けます。
④絵本の読み聞かせなどの研修への参加
保育士・保育教諭が絵本についての研修に参加し、子どもの本についての知識を深め、指導力の向上に努めます。
⑤図書館の団体貸出利用の促進
図書館の団体貸出のサービスを利用し、絵本に触れたり読書に親しんだりする機会を増やします。

4 学校における読書環境づくり

(1) 小・中学校における読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

司書教諭や図書館教育主任を中心に、学校派遣司書*8 と協力しながら、学校図書館の環境整備の充実を図りました。計画的な蔵書の購入に努め、学校図書館の本で不足するものについては、図書館の団体貸出を利用し学習活動における本の活用を推進しました。総合的な学習などで調べ学習をする際の資料として本を活用するだけでなく、教科書に掲載されている物語の作者の別作品の紹介や、おすすめの本を紹介する文章を書くなど、学校図書館と授業との連携に成果を上げています。また、新入生に対して、学校図書館の利用に関するオリエンテーション*9 を実施し利用を促すとともに、公共の本を扱うマナーについての指導も行いました。

朝読書*10 の時間を設け、読書旬間を年に数回行うなど、児童生徒の読書習慣の形成に努めました。さらに、教室に学級文庫を設置し児童が本を手に取りやすい環境を整え、図書委員会の児童と共に読書旬間のイベントを企画するなど、児童が学校図書館に足を運びきっかけづくりにも積極的に取り組みました。また、読書習慣が確立していない低学年の児童を中心に、学校派遣司書や読書ボランティアと協力しながら、本の読み聞かせを実施するなど、本に親しむ機会をつくりました。他にも、読書習慣形成の取り組みが家庭にも繋がるよう、保護者に学校だよりなどを通して児童生徒の読書活動の様子を伝えていきます。学校図書館で借りた本の持ち帰りを促すなど、児童生徒が家庭でも読書に親しむことができるよう環境を整え、読書旬間中に「家読」・「親子読書*11」を働きかけるなど、家族と本の感想を語り合う時間を設けることができるよう保護者に対しても読書への啓発活動を行いました。

図書館が令和 5 年度に実施した読書アンケートでは、1 か月に読む本の冊数について、「本を読まない」と回答した割合は小学校高学年で 12.3%（平成 27 年度より 8.5 ポイント増加）、中学生で 31.6%（平成 27 年度より 13 ポイント増加）となりました。1 日当たりの読書時間については「30 分以上読書をしている」と回答した割合は、小学校低学年で 16.0%（平成 27 年度より 4.5 ポイント減少）、小学校高学年で 33.8%（平成 27 年度より 3.7 ポイント減少）、中学生で 38.6%（平成 27 年度より 8.4 ポイント増加）となり、小学生については目標値の達成に至りませんでした。読書を習慣として身につけるため、今後も継続して読書に親しむ機会と環境を充実させていくと同時に、子どもの年齢や発達に応じた本の紹介も推進していく必要があります。

子どもが将来にわたって読書習慣を身に付けるためには、今後も継続して読書の時間や機会を設けると同時に、子ども自身が読書の楽しさを体感することが重要です。学校では、図書館などと連携して、学校図書館の充実を図るとともに、読み聞か

せやおすすめ図書の紹介、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な図書の選定などにより、多くの児童・生徒に読書の楽しさを伝えていく必要があります。

今後は、さらに読書を通して新しい世界を知ることや自分の考えを深めることなど、一歩進んだ読書の楽しさに気付かせ、主体的な読書活動へ導くことが求められます。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業による子どもの資質・能力の確実な育成を求めています。読書活動においても、対話的な取り組みを行うことにより、子どもの本への理解がより深まり、読書への興味が高まることが期待できます。

読書習慣は学校だけの取り組みで身に付くものではなく、家庭との連携が必要不可欠です。保護者自身も忙しく、家族で本を読む時間を確保することはなかなか難しいのが現状ですが、子どもが読んだ本を家族の話題にするなど、子どもが家庭で読書に親しむ環境づくりに可能な範囲で努めるよう、学校から家庭への啓発を一層図っていく必要があります。

*8 学校派遣司書

図書館から市内の小中学校に司書を派遣して、子どもに「読み聞かせ」「読書案内」などを行い本の楽しさを伝え、読書へ興味を持つ機会をつくる。

*9 オリエンテーション

利用者に対して、図書館の基本的サービスや本の配置、利用方法などを説明すること。学校では主に新年度の始めに新入生などを対象に行われる。

*10 朝読書

朝の始業時間前の時間を利用して、一斉に読書に取り組む活動。読書習慣の形成のほかに、授業に落ち着いて入ることができるという効果がでている。

*11 親子読書

家族で本を読み、語り合う取り組みのこと。図書館でいう家読^{うちどく}と同じ意味。

【第3次計画での取り組み】

①学校図書館の環境整備
児童・生徒の発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。司書教諭や図書館教育主任を中心に、学校派遣司書の協力も得ながら学校図書館の環境整備を進め、本を活用した授業との連携に取り組み、魅力的な学校図書館づくりを行います。また、公共の本を扱うマナーについての指導も行います。
②読み聞かせの実施
保護者、ボランティア及び図書館の協力を得て読み聞かせを行い、読書に興味を持つきっかけを作ります。また、図書館や学校図書館によるおすすめ図書リストの配布、教員や子ども同士によるおすすめ本の紹介などにより、読書の楽しさを啓発します。
③全校一斉読書活動の推進
読書習慣形成のため、朝読書や読書週間などの全校一斉読書活動を実施して、読書時間を確保します。子どもの年齢や発達に応じた本の紹介を推進し、読書の感想を伝え合うなど、本を媒介とした他者とのコミュニケーションにより、子どもの視野を広げ、読書への興味を高める取り組みを実施します。
④支援を必要とする子どもの読書活動の推進
特別な支援を要する児童生徒の特性、生活経験などを考慮した適切な図書を選定するとともに、ボランティアや教諭による読み聞かせなど、工夫した読書活動を充実させます。
⑤保護者への啓発
読書習慣形成の取り組みが家庭に繋がるよう、余暇の有効な利用やアウトメディア*12の取り組みと共に、保護者への啓発活動を行います。読書の大切さを説くだけでなく、図書館と協力して、イベントの周知やおすすめ図書の案内など、具体的な内容を周知することで、効果的な啓発を図ります。

*12 アウトメディア

テレビ、ゲーム、インターネットなどの使用時間を制限し、コントロールすることで、生活リズムの乱れを改善するとともに家族団らんの時間をもつことを目的としている。

(2) 高等学校等における読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

青年期は、自立した大人となるための最終的な移行時期です。多感な年頃でもあり、様々な理由から読書の時間を設けにくくなる傾向にあります。しかし、読書を通じて将来や社会との関わりを考え、人生における課題と向き合う力を育み、必要な情報を得て今後のライフスタイルの参考にできる本と出会えるよう、積極的な情報発信及び支援を行う必要があります。

高等学校では、学校図書館の利用を促すためにオリエンテーションを実施し、図書委員会の活動を通じて学校行事や時事・季節に合わせた展示コーナーの設置に取り組んできました。また、学校図書館の広報誌を作成し、生徒が興味を持ちそうなテーマから本を選定し、生徒と共同で利用促進を図ってきました。

しかし、情報メディアの拡大により、生活や生徒の興味の多様化が進み、読書から遠ざかっていると考えられます。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校図書館は大きな役割を担っています。生徒が一日の多くを過ごす学校において読書の重要性について留意し、興味・関心を高められるような多様な読書活動が求められます。

【第3次計画での取り組み】

①学校図書館の整備
高校生のニーズを的確に把握し、生徒自身の個性や自主的な読書を尊重し、人生の糧となるような図書館資料の充実を図ります。
②学習支援の充実
資料を活用して様々な学習や読書活動ができるようレファレンスサービス*13の充実を努め、生徒が自ら思考し、必要な情報に確実にたどり着く力を身に付けられるよう支援します。
③図書館との連携
図書館の団体貸出、県立図書館との相互貸借*14 搬送サービスを活用し、より高度な読書を望む生徒に対する読書環境の充実を図ります。
④図書委員会活動の推進
様々なアイデアを活かした読書活動が行えるよう生徒の自主的な取り組みを推進します。図書委員会活動を通じて生徒の誰もが気軽に学校図書館を訪れることができるよう周知します。

*13 レファレンスサービス

図書館の資料や検索機能を使って、調査や研究のサポートをするサービス。

*14 相互貸借

自館にない資料を、全国の他の図書館から借りて利用者に提供するサービス。

相互貸借搬送サービスとは、県立図書館の資料を貸出を希望する高等学校が所在する市町村立図書館を窓口として、貸出・返却を行うサービス。

5 市立図書館における読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

子どもにとって図書館は、豊富な分野の中から読みたい本を自由に選択し、興味や好奇心を満たし、読書の楽しさや喜びを知り、課題解決のために必要な情報を得ることができる施設です。

第2次計画では引き続き、読書ボランティアグループから協力を得ながら、毎月定例開催のおはなし会、年6回の特別版おはなし会、小学校などへの出前おはなし会を継続して行い、子どもの読書活動を推進してきました。

また、子どもたちに読書に親しんでもらうため、児童・ティーンズ*15向けサービスの充実として、「家読おすすめの1冊」などのイベントを実施し、子どもたちの興味を引くようなテーマ展示を行いました。しかし、本の見つけ方、調べ方を紹介するパスファインダー*16の作成には至りませんでした。

図書館活動の普及啓発・広報活動においては、子育て世代へのアプローチとして、SNSを活用し、イベントの周知を行いました。また、子どもたちの読書意欲を高めるきっかけづくりとして、年齢別やテーマ別のブックリストを作成し、市内学校や図書館に来館する保護者へ発信しました。しかし、作成から年数が経っているため、今後はリストの見直しと更新が必要です。

学校との連携強化においては、市内小中学校に司書を派遣し（令和6年度小学校2名、中学校1名）、学校図書館の整備と、子どもたちに本を手渡すための読み聞かせやテーマ展示を行いました。その他にも、授業で必要な資料の団体貸出や搬送を行い、授業での図書館活用を支援しています。また、子どもが居るところへ本を運ぶ取り組みとして、100冊文庫*17をすべての小中学校に巡回貸出を行いました。令和2年度からは、セットを増やし、すべての学校で年間を通して図書館の本を利用できるようにし、コロナ禍で図書館へ来館できない子どもたちに本を貸し出すことができました。

他にも、市内中学校と連携し、「図書委員がおすすめる本」のPOP展示を図書館で行い、同世代の子どもたちや保護者がPOPを見るために図書館へ来館し、利用につながりました。子どもたちの本との出会いを豊かなものにするために、今後も連携を強化していきます。

*15 ティーンズ

ここでは、小学校高学年から高校生程度の意味。

*16 パスファインダー

特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内。

*17 100冊文庫

図書館資料を100冊1セットとして、市内の小中学校に巡回貸出するサービス。

利用しやすい環境づくりにおいては、ティーンズコーナーへ中高生の興味を引くようなテーマ展示を設置し、調査研究室へ展示した本の紹介ポスターを掲示しました。ティーンズコーナーの図書配置についても、ジャンル分けから分類毎の配置に、児童コーナーの絵本も画家順からタイトル順に変更し、好評を得ました。

また、調査研究や学習への利用のため、図書館内でインターネット情報の円滑な活用が行えるよう、五泉図書館に Wi-Fi 環境を整備しました。引き続き、来館者や子どもたちが利用しやすい環境づくりを図っていきます。

図書館では、多様な児童書の充実をはじめ、現在行っているサービスの継続・充実に努めながら、読書の楽しさを積極的に伝え、年齢、発達、興味に応じた本選びの支援を行う必要があります。また、読書活動の拠点として、保育園・認定こども園・学校などの関係機関や、子どもに関わる行政機関との連携・協力を努めます。

【第3次計画での取り組み】

①児童・ティーンズ向け資料の充実
子どもが年齢や興味に応じて本を選択し、読むことができる機会を提供するため、多様な資料の充実を図ります。 また、時代に即した電子書籍などの導入の検討を行います。
②子どもが本に親しむ機会の充実
家族で来館するきっかけづくりとして、おはなし会や読書週間イベントを行います。また、図書館司書や読書ボランティアが小学校などで「出前おはなし会」を行うことで、子どもたちが本の楽しさを知り、読書をする習慣が身につくよう支援します。
③普及啓発、広報活動の充実
子どもの年齢ごとにブックリストを更新し、発信・配布します。 また、イベントなど図書館サービス情報を広く発信するため、市の広報や図書館ホームページ・SNSなど多様な手段で、広報活動の充実を図ります。
④学校など関係施設との連携の強化
各教育施設への団体貸出の促進や100冊文庫の充実を図るとともに、学校派遣司書事業・出前おはなし会を継続して実施します。 図書館見学・職場体験の受け入れなどの充実に向けて、学校など関係施設との連携の強化に努めます。 児童・生徒の調べ学習や探求的な学習に対応できるよう、幅広い本の収集と紹介、本を使った学習への支援を行います。
⑤読書ボランティアとの連携
読書ボランティアとの協働をさらに進めるため、読み聞かせ講座を行い、ボランティアのスキルアップを目指します。また、子どもが読書に親しむため、読書ボランティアと連携して事業を行い、活動を支援します。
⑥利用しやすい環境づくり
コーナーの設置や展示を工夫し、中学生・高校生や多様な子どもの興味をひく環境づくりに努めます。
⑦職員の資質向上
図書館職員は、児童書に関する知識や子どもの発達段階に応じた図書の選定に関する知識、子どもと本をつなぐ効果的な方法などを学ぶために、各種研修会に参加するなど、知識や技術の向上に努めます。

6 多様な子どもたちへの読書環境づくり

【これまでの取り組み・成果・課題】

通常読書活動が困難で、特別な支援を必要とする子どもには、それぞれの状況に応じた支援が必要です。

令和元年6月に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）は、障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的としています。様々な障がいの状況に応じたきめ細かな読書活動の支援に取り組むことが必要とされています。

これまで市では、支援が必要な子どもたちの読書活動の推進のため、学校など関係施設と図書館が連携し、おはなし会、見学、団体貸出などを実施してきました。今後は、様々な理由から読書活動に困難をきたす子どもたちに対して、点字図書やLLブック*18、視覚・聴覚障害者用視聴覚資料などの整備を行います。

【第3次計画での取り組み】

①多様な形態の資料の充実
支援を必要とする子どもに対し、点字図書、LLブック、子ども向け大活字本、外国語の絵本など、ニーズにあわせた資料の充実を図ります。 また、アクセシブルな電子書籍*19の導入を検討します。
②学校など関連施設と図書館の連携
各教育施設などへの出前おはなし会や、団体貸出、図書館見学の周知等を行い、支援を必要とする子どもの読書活動を推進していきます。
③職員の資質向上
多様な読書を支える職員等のスキルアップのため、子どもの発達や多様性に関する研修、障害者サービスの考え方や支援方法に関する研修へ積極的に参加し、資質向上を図ります。

*18 LLブック

スウェーデン語のLättläst（レットラスト：やさしくてわかりやすい）の略で、誰もが読書を楽めるように工夫して作られたやさしく読みやすい本。

*19 アクセシブルな電子書籍

音声読み上げや、背景と文字の色反転、文字の拡大やナビゲーション機能がついた電子書籍

7 各年齢層に沿った読書環境づくりと取り組みの目安

	0歳～2歳頃	3歳～6歳頃	7歳～12歳	13～15歳	16歳～18歳	
時期	言葉や絵本に初めて出会う	情緒や言葉が発達する	知識や情報を得て読書の幅が広がる	興味や関心、目的に応じて本を選ぶ	自己を確立し、心身ともに成長する	
	愛着の形成	言葉の獲得	文字の習得	ひとり読み	語彙の増加	多様な目的の読書
取組	語りかけ	手あそび	わらべうた	語り（ストーリーテリング*）	ブックトーク*	
	読み聞かせ（家庭・学校・おはなし会）					
	ブックスタート*	紙芝居	なぞなぞ	しかけ絵本		
	オリエンテーション					
	朝の読書活動					
	本を活用した調べ学習		授業との連携	学習支援	レファレンス	
	ブックリストの配布			読書相談	テーマ展示	
アニメーション*			ビブリオバトル*			
家 読						
	家族でたくさん語りかけやスキンシップを行う。	絵本の楽しさを伝える。	多様な種類の本がある環境をつくる。授業や行事と関連させながら、本を好きになるような環境づくりを行う。	同世代の子どもたちで読書の楽しさを共有できる取り組みを行う。	豊富かつ最新で幅広いジャンルの図書を整備する。	
効果	①大人の言葉に耳をすませることができるようになり、聞く力が育つ。 ②家族の語りかけにより結びつきを深め、愛着を育む。	①本を媒体にしてコミュニケーションをとることができ、理解力、集中力がつく。 ②想像力をはたらかせ、本の世界を疑似体験することで、感性、想像力が豊かになる。	①集団での「おはなし会」に慣れていき、長めのおはなしも聞けるようになる。 ②自分が読みたい本を、幅広い分野の中から選び、読書習慣が身につく。	①楽しむ読書から、調べ読み・考え読みなど多角的な読書ができるようになる。 ②学習や社会生活に活用することができる情報を使う力が育つ。	①様々な学習や目的に応じた読書活動ができ、自主的に図書館に足を運ぶようになる。 ②身近な人と読書体験を共有することで、人間関係を深める。	

【用語説明】

- ブックスタート…………… 地域で生まれたすべての赤ちゃんと保護者に読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら絵本を手渡す運動。五泉市では「絵本のプレゼント事業」として行っている。
- 語り（ストーリーテリング）……… 絵本や紙芝居を用いず、語り手が物語（昔話や民話など）を覚えて、聞き手に対して語ること。
- ブックトーク…………… ひとつのテーマにそって、様々なジャンルの本の一部を紹介し、子どもたちが実際に本を手取る意欲を高める手法。
- アニメーション…………… ス페인語で「魂や心を生き生きさせる」という意味。子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに自主的に読む力を引き出すために、クイズ形式を取り入れた読書指導法。
- ビブリオバトル…………… 参加者が自分の推薦図書を紹介し、討論を行う。最後に1番読みたくなった本を投票で決めるコミュニケーションゲーム。

第3次 五泉市子ども読書活動推進計画の体系

基本方針	基本方策	取組内容
① 子どもが読書に親しむ 機会の提供	家庭における読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での読み聞かせの推進 ・家読（うちどく）の推進 ・おはなし会への参加の推進
	地域における読書環境づくり 子育て支援事業 学童クラブ事業 寺子屋事業 家庭教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診での絵本のプレゼント事業の継続 ・子育て支援センターでの読み聞かせの継続 ・団体貸出の利用促進 ・読書時間の確保 ・「出前おはなし会」の活用及び図書館行事の周知・案内 ・指導者の読書ボランティア研修への参加推奨 ・適切な子育てや親のあり方についての学びの提供
② 子どもの読書環境の 整備・充実	保育園・認定こども園など における読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・図書コーナーの更なる充実 ・読み聞かせの実施 ・絵本の貸出の実施 ・絵本の読み聞かせなどの研修への参加 ・団体貸出の利用促進
	学校における読書環境づくり 小・中学校における読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の環境整備 ・読み聞かせの実施 ・全校一斉読書活動の推進 ・支援を必要とする子どもの読書活動の推進 ・保護者への啓発
③ 子どもための読書活動を進める ための連携・協力	高等学校における読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の整備 ・学習支援の充実 ・図書館との連携 ・図書委員会活動の推進
	市立図書館における読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・ティーンズ向け資料の充実 ・子どもが本に親しむ機会の充実 ・普及啓発、広報活動の充実 ・学校など関係施設との連携の強化 ・読書ボランティアとの連携 ・利用しやすい環境づくり ・職員の資質向上
	多様な子どもたちへの読書環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な形態の資料の充実 ・学校など関係施設と図書館の連携 ・職員の資質向上

第3次 五泉市子ども読書活動推進計画

第3章 数値目標

本計画の推進に当たり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次のとおり指標を設定します。

	目標指標	単位	2023年度 (令和5年度) 現状値	2029年度 (令和11年度) 目標値	指標の説明等
1	18歳までの市民1人当たりの図書等貸出点数	点	2.8	4.5	子どもの図書館利用の増加を図ることを目標に設定。
2	18歳までの図書利用カード登録率	%	35.1	45.0	子どもが図書館をどの程度活用しているかを測るもの。
3	団体貸出冊数 (各教育施設) ※100冊文庫は含まない	冊	8,933	現状値を 超える	本との出会いの機会や環境整備の充実のため、この制度がどの程度活用されているかを測るもの。
4	それぞれの学齢で設定した「普段1日の読書時間」の達成率		2023年度 (令和5年度) 現状値	※普段1日の読書時間とは、園や学校の一斉読書活動を除く平日の読書時間をいう。	
	読書時間が10分以上の園児	%	87.8	90.0	計画全体の取り組みの効果を測るもの。子どもの読書率の向上を目標に設定。 *アンケート全体の中で占める割合。
	読書時間が30分以上の小学校1年～3年生	%	16.0	25.0	
	読書時間が30分以上の小学校4年～6年生	%	33.8	40.0	
読書時間が30分以上の中学校1年～3年生	%	38.6	40.0		
5	小中学生の不読率 (新設)	%	小学生 12.3 中学生 31.6	2.0以下 8.0以下	直近1か月に読んだ本が0冊だった児童・生徒の割合。

五泉市内読書ボランティア活動状況

団体名	会員数	活動年数	活動内容	活動場所	活動日
たんぽぽ	9人	26年	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉図書館	月2回
				市内小学校など (五泉地域)	読書週間読書旬間
おはなごころの会	11人	19年	絵本の読み聞かせ ブックトーク ストーリーテリング	五泉図書館	月2回
				市内小学校など (五泉地域)	読書週間読書旬間 昼休み
あじやの会	11人	38年	絵本の読み聞かせ ストーリーテリング	村松図書館	月2回
				市内小学校など (村松地域)	読書週間読書旬間 朝読書

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日 法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関す

る基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取り組みの促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取り組みに対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成29年4月27日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 五泉市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に関する調査・研究を行い、五泉市子ども読書活動推進計画を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館協議会委員
- (2) 学校図書担当教諭
- (3) 保育園関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 読書活動団体関係者
- (6) 行政関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会の委嘱を受けた日から読書活動推進計画の策定が完了するまでとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 策定委員会の円滑な運営のため、策定委員会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を五泉市立図書館に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

五泉市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

【敬称略】

No.	氏名	所属・職名	区分
1	◎齋藤 博子	五泉市立図書館協議会副委員長	図書館協議会委員
2	○石井 祐子	読書ボランティアあじさいの会事務局	読書活動団体関係者
3	鈴木 真理子	五泉高等学校司書	学校図書担当教諭
4	近藤 直美	村松小学校教諭	学校図書担当教諭
5	石田 丈	五泉市小中学校PTA連絡協議会会長	保護者代表
6	藤田 美保子	総合保育園主任保育士	保育園関係者
7	宇野 礼子	こども家庭課係長	行政関係職員
8	佐藤 真弓	学校教育課係長	行政関係職員
9	椿 貴志	生涯学習課係長	行政関係職員

◎は委員長、○は副委員長

任期：令和6年6月24日から令和7年3月31日まで



第3次五泉市子ども読書活動推進計画

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

令和7年3月発行

編集・発行 五泉市教育委員会
（五泉市立図書館）

〒959-1864

五泉市郷屋川1丁目1番8号

TEL(0250)43-3110

FAX(0250)43-4243

メール lib-gosen@galaxy.ocn.ne.jp



五泉市

毎月23日はごせん



うちどく
家読の日